

ふれあい収集

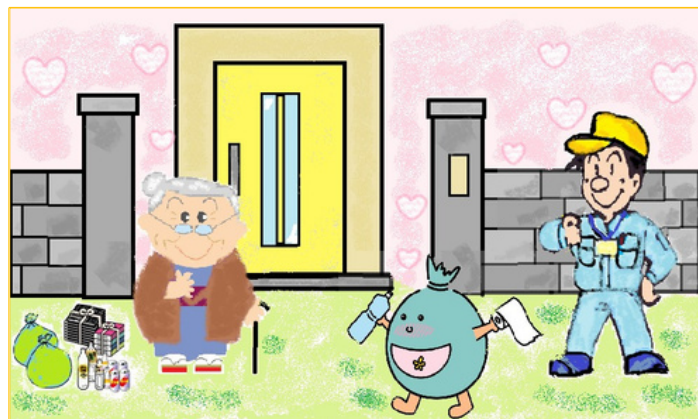


ご高齢の方や、障害等のある方で、本人又は同居の方がごみをごみ集積所まで持ち出すことが困難な方、親族や近隣住民の協力を得られない方を対象に、ごみを戸別収集する事業「ふれあい収集」を実施しています。

☆ふれあい収集利用対象者☆

蓮田市または白岡市に住所を有している方

- ①介護保険制度の要介護認定を受けている方
(第1号被保険者)
- ②介護保険制度の要支援認定を受けている方
(第2号被保険者)
- ③身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者
保険福祉手帳の交付を受けている方



◆注意◆

上記のいずれかに該当する方又は該当する者のみで構成される世帯の方で、本人又は同居人がごみ集積所までごみを持ち出すことが困難であり、かつ、親族や近隣住民の協力を得ることができない方

《申請窓口》

蓮田白岡環境センター
廃棄物対策課

蓮田市
みどり環境課

白岡市
環境課

申請時に必要なもの

- ・申請書、介護保険被保険者証の写し、障害者手帳等の写しを添付すること。
- ※申請書には、記入漏れが無いようにお願いします。
- ※緊急連絡先は、日中必ず連絡が取れる方をお願いします。

訪問調査

- ・申請書の受理後に、訪問調査の日程を決めます。
- ※代理申請者等（ご親族又はケアマネージャー）に連絡します。
- ※訪問調査当日は、代理申請者又はご親族のお立会いをお願いします。

※ 蓮田市：福祉課、長寿支援課

白岡市：福祉課、高齢介護課 の窓口でも申請書をお預かりすることができます。

申請から実施までの流れ

- 1 申請「ふれあい収集利用（更新）申請書」を申請窓口^①に提出してください。
- 2 調査 蓮田白岡環境センターが申請を受理した場合、担当職員が申請者宅へ訪問調査に伺います。
- 3 決定 ふれあい収集利用の可否を決定し、「ふれあい収集利用（更新）決定通知書」により通知し、利用者^②に決定した場合は、注意事項を説明し、排出場所を確定します。

※詳細については、裏面をご覧ください。

《申請から実施まで》

申請書の配布場所

- ・蓮田白岡環境センター廃棄物対策課
- ・蓮田市：みどり環境課
福祉課・長寿支援課

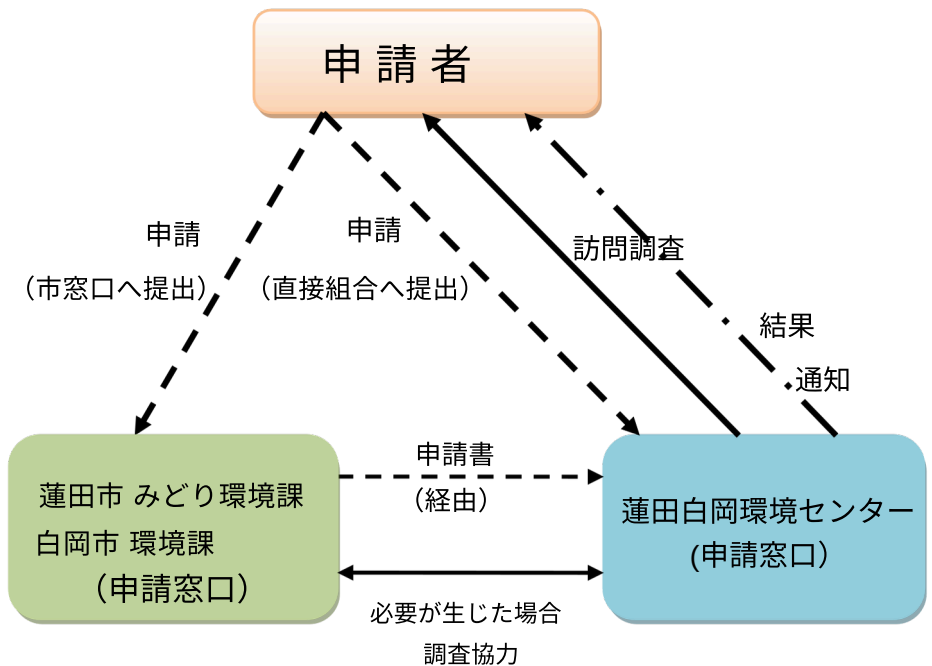
- ・白岡市：環境課
福祉課・高齢介護課

訪問調査及び申請内容確認

申請者宅に訪問し、聞き取り調査
申請内容の確認

ふれあい収集利用可否の決定

申請者（利用者）へ通知、排出場所の確認、利用にあたっての諸注意事項の説明等



ふれあい収集の開始

収集品目：燃えるごみ、燃やせないごみ、ガラス類、ペットボトル、
有害ごみ、資源物（飲食料用缶類）、資源物（古紙・布類）

収集頻度：週1回

年末年始など収集日に変更がある場合は、その都度通知します。

排出方法：組合の分別方法に従い品目ごとに分別のうえ、収集日当日の朝8時30分までに自宅の玄関前等に排出をしてください。

※粗大ごみ収集については、一般家庭と同様に収集を依頼してください。

剪定枝や刈り草などは、作業を行った事業者又はご親族等が直接環境センターに搬入してください。

◎声掛けを希望する方には、安否確認を行います。応答がないときは、利用者が指定した緊急連絡先に連絡します。

問合せ先

蓮田白岡環境センター 廃棄物対策課 ふれあい収集担当

電話 048-766-3738 (蓮田局)

0480-92-8839 (白岡局)

自動音声ガイダンス【3-1】